

# 新型コロナウイルス感染防止対策を行う 事業者の皆様を支援します

静岡市中小企業等  
事業継続強化事業  
補助金のご案内

静岡市では、BCP 等に基づいて新型コロナウイルス感染防止対策設備の設置や店舗の改修等を行う事業者に対して補助金を交付します。

※BCP等とは、「事業継続計画」又は経済産業大臣が認定する「事業継続力強化計画」を指します。

## ◆補助事業者：静岡市内に事業所を有する中小企業

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等は、対象外です。

## ◆補助対象経費：新型コロナウイルス感染症に対応した BCP 等に基づいて行う、次の①～⑤の感染対策防止経費

① 専門家活用経費	BCP等の策定・改定又は意見聴取など、専門家を活用する際の報償費
② 消毒用設備設置経費	消毒装置の購入・設置に係る経費
③ 飛沫感染対策経費	仕切用アクリル板・シート・スクリーンやフロアマーカの購入・設置に係る経費
④ 換気設備設置経費	エアコン・換気扇・網戸の購入・設置に係る経費
⑤ その他設備改修経費	座席のレイアウト変更・個室化など対人距離確保のための改修に係る経費

※新型コロナウイルス感染症に対応した BCP 等を策定した上で、この BCP等に基づいて設備の購入・改修等を行う必要があります。BCP等に基づかない購入・改修等は、対象となりません。

※静岡市内の事業所で実施される感染症防止対策経費に限ります。

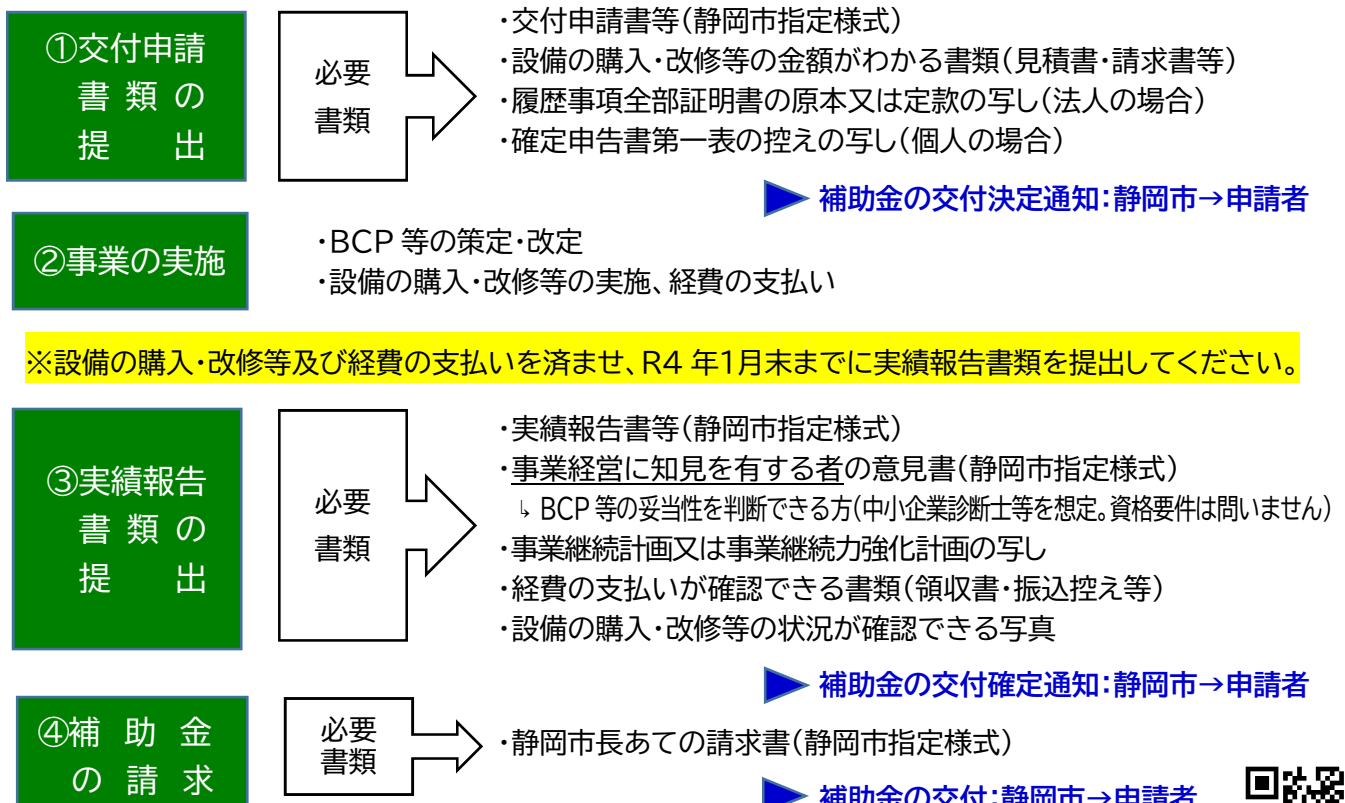
※他の補助金の交付を受ける経費は、対象外です。 ※マスクや消毒液などの消耗品は、対象外です。

※遡及対応はできません。申請の前に実施した事業(領収書の日付が補助申請前のもの)は、対象外です。

## ◆補助限度額：100万円(補助率 1/2、小規模企業者に該当する場合は 2/3) ※千円未満切り捨て

※「小規模企業者」とは、商業(卸売業・小売業)・サービス業は従業員5人以下、製造業その他は従業員 20 人以下の事業者です。従業員は正社員に限られません。

## ◆事業の流れ



問合せ先：静岡市 経済局 商工部 産業振興課  
工業振興係 TEL 054-354-2058

詳しくはこちら▶  
または静岡市 HP から「BCP」で検索

